

平成 23 年 10 月 20 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

「市町村への再商品化合理化拠出金」の支払いについて

1. 「再商品化合理化拠出金」の支払いについて

当協会は、平成 24 年度も今年度と同様に再商品化業務の一環として、容器包装リサイクル法第 10 条の 2 に則った、平成 23 年度分の市町村への拠出金（以下、「合理化拠出金」という。）の支払いを実施いたします。平成 23 年度分の合理化拠出金は、平成 23 年度に引き取られた全ての分別基準適合物の再商品化に係る手続きが完了した後、平成 24 年 9 月にお支払いします。

資金拠出制度では、分別基準適合物の再商品化にあらかじめかかると想定された額（以下、「想定額」という。）を、当該年度の再商品化に実際にかかった費用の総額（以下、「現に要した費用」という。）が下回った場合に限り、その差額の 1 / 2 に相当する金額が、合理化拠出金の支払い原資となります（次の計算式参照）。

$$\left(\text{A 想定額} - \text{B 現に要した費用} \right) \times \frac{1}{2} = \text{C 拠出金}$$

「想定額」は、「想定単価」（平成 20～22 年度、3 ヶ年の再商品化事業者への支払実績単価の平均値。平成 23～25 年度、3 ヶ年固定。）に、「想定量」（市町村の毎年の申込量＝契約量。特定事業者負担分のみで、市町村が負担している小規模事業者分は含まず。）を乗じて算出されます。ただし、プラスチック製容器包装については、再商品化手法によって単価が大きく異なるため、手法毎の「想定単価」に「想定量」を乗じた金額の総和が「想定額」となります。

なお、平成 23 年度分の「想定単価」は既に定められており、＜表 1＞（次頁）の通りです。また、「想定量」につきましては、東日本大震災の影響を受け、資源物を未だ分別収集することができない市町村・一部事務組合があるため、平成 23 年度末までに当協会との間で「業務実施覚え書き（特定事業者負担分）」を締結した市町村・一部事務組合による予定引き渡し量（＝覚え書き締結量、契約量）として運用します。そのため、今後変動する可能性があります。年度初の暫定値は「想定額（暫定値）」と併せて、＜表 1＞（次頁）のとおりです。

<表1> 「想定単価」、「想定量（暫定値）」、「想定額（暫定値）」（平成23年度）

素材別／再商品化手法別		想定単価 (円／トン)	想定量 (暫定値) (トン)	想定額 (暫定値) (円)
ガラスびん	無色	3,812	106,456.450	405,811,987
	茶色	4,264	102,722.390	438,008,270
	その他の色	6,331	104,861.700	663,879,422
PETボトル		2,083	197,769.984	411,954,876
紙製容器包装		1,852	28,206.170	52,237,826
プラスチック製容器包装	材料リサイクル(トレイ)	23,858	852.923	38,589,515,172
	材料リサイクル(トレイ以外)	70,510	360,250.510	
	油化	68,935	0	
	高炉還元剤化	40,632	32,334.820	
	コークス炉原料化	43,188	200,637.960	
	合成ガス化	40,172	79,381.710	

注1) 想定量は特定事業者負担分のみ

注2) 想定単価は消費税を含まず

一方で、「現に要した費用」は、平成24年3月末までに引き取った全ての分別基準適合物の再商品化が終了し、支払いが完了する平成24年7月まで確定できないため、現時点で合理化拠出金の総額をお示しすることは出来ません。合理化拠出金の支払いは、再商品化に係る手続きが終了し、「現に要した費用」が確定した後の平成24年9月となります。

2. 「再商品化合理化拠出金」の配分方法について

合理化拠出金の個別市町村への配分方法について、各市町村の保管施設における分別基準適合物の「品質」基準に応じて総額の1/2が配分され、「低減額」への寄与度に応じて残りの1/2が配分されることが定められています。

「品質」による配分の基準は、<表2>に示した通りです。これらの基準に該当する各市町村の引き渡し実績総量に対する、当該市町村の引き渡し実績量に応じて、拠出金総額の1/2が按分されます。（対象となるのは特定事業者負担分のみ。）

<表2> 合理化拠出金の「品質」による配分の基準

対象素材	「品質」による配分の基準
プラスチック製容器包装	○当該年度の特設分別基準適合物における容器包装比率が、当該年度90%以上であって前年度に比べ2%以上向上した場合、又は当該年度における容器包装比率が95%以上である場合であること *対象市町村は、指定法人のべール品質調査結果等を基に主務省庁で判定し、国が決定する。
ガラスびん／PETボトル 紙製容器包装	○指定法人が定める「引き取り品質ガイドライン」の基準を上回る場合であること

一方で、「低減額」への寄与度に応じた配分は、<表1>に示した想定単価をベースに、それぞれの保管施設における引き渡し分として「かかる見込の費用」と「実際にかかった費用」に基づいて、配分されます。

すなわち、{(想定単価×当該市町村の引渡実績量)－当該市町村から引き取ったものの再商品化に現に要した費用}(0以下の場合は0とする)の総和(各市町村低減額の総和)に対する当該市町村分の低減額の割合によって、拠出金総額の1/2が按分されます。

3. 平成22年度分の拠出実績

配分対象市町村数および配分総額は以下のとおりです。

金額単位：円

	PET ボトル	紙製 容器包装	プラスチック製 容器包装	合計
配分金額	340,433,146	44,671,017	9,586,817,625	9,971,921,788
契約市町村数	1,186	151	1,034	1,545
引取実績有り市町村数	1,185	147	1,032	1,544
配分対象市町村数	1,185	147	1,031	1,408

注) ガラスびんについては、「現に要した費用」が「想定額」を上回りましたので、拠出金はありませんでした。

4. 平成23年度分 再商品化合理化拠出金配分額試算式について【参考】

多くの市町村および一部事務組合のご担当者様から、「今年は大体いくら貰えるのか。」といったご質問を多くいただきます。個々の市町村への支払額をお約束できるものではございませんが、平成24年9月に支払を予定されている「平成23年度分合理化拠出金」について、ある程度の見込みを算出する『試算式』を準備致しました。

(なお、この件は、PETボトル等の有償入札に伴う拠出金とは異なります。)

【前提条件】平成23年度分の合理化拠出金の見込み額(*)が以下となった場合を想定。

* (平成23年度の想定額(暫定値)－平成23年度の現に要した費用見込み)
× 1/2 の算出式により当協会試算した見込みの数値

金額単位：百万円

ガラスびん無色	0
ガラスびん茶色	0
ガラスびんその他の色	10
PET ボトル	100
紙製容器包装	12
プラスチック製容器包装	1,500

(1) ガラスびん その他の色

① 「品質」による配分

$$5 \text{ 百万円} \times \frac{\alpha \times 0.90 \text{ 〓}}{10.8 \text{ 万トン}}$$

② 「低減額」に応じた配分

$$5 \text{ 百万円} \times \frac{(6,331 \text{ 円} - \beta \text{ 『落札(契約)単価} \times 100/105 \text{』}) \times \alpha \times 0.90 \text{ 〓}}{21 \text{ 百万円}}$$

【 α :保管施設ごとの引き渡し見込み量、 β :当該保管施設の落札(契約)単価】

〓 市町村負担分(小規模事業者分)の申込みをされている場合は乗じる

(2) PETボトル

①「品質」による配分

$$50 \text{ 百万円} \times \frac{\alpha}{20 \text{ 万トン}}$$

②「低減額」に応じた配分

$$50 \text{ 百万円} \times \frac{(2,083 \text{ 円} - \beta \text{ 『落札(契約)単価} \times 100/105』) \times \alpha}{410 \text{ 百万円}}$$

【 α : 保管施設ごとの引き渡し見込み量、 β : 当該保管施設の落札(契約)単価、但し有償落札(契約)の場合、0(ゼロ)とする】

(3) 紙製容器包装

①「品質」による配分

$$6 \text{ 百万円} \times \frac{\alpha \times 0.98\%}{2.7 \text{ 万トン}}$$

②「低減額」に応じた配分

$$6 \text{ 百万円} \times \frac{(1,852 \text{ 円} - \beta \text{ 『落札(契約)単価} \times 100/105』) \times \alpha \times 0.98\%}{46 \text{ 百万円}}$$

【 α : 保管施設ごとの引き渡し見込み量、 β : 当該保管施設の落札(契約)単価、但し有償落札(契約)の場合、0(ゼロ)とする】

※ 市町村負担分(小規模事業者分)の申込みをされている場合は乗じる

(4) プラスチック製容器包装

①「品質」による配分

$$750 \text{ 百万円} \times \frac{\alpha \times 0.99\%}{66 \text{ 万トン} \times 0.85 \text{ (品質優良市町村比率が85\%であった場合)}}$$

②「低減額」に応じた配分

$$750 \text{ 百万円} \times \frac{\Sigma[(\text{手法ごとの想定単価} - \beta \text{ 『落札(契約)単価} \times 100/105』) \times \alpha \times 0.99\%]}{2,850 \text{ 百万円}}$$

【 α : 保管施設ごとの引き渡し見込み量、 β : 当該保管施設の落札(契約)単価】

※ 市町村負担分(小規模事業者分)の申込みをされている場合は乗じる

(5) この件に関するお問い合わせ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 企画広報部 松島、木野

電話番号 : 03-5532-8589

FAX番号 : 03-5532-9698

以上